

「REIFふくしま2022×ふくしまゼロカーボンDAY！」開催事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、「REIFふくしま2022×ふくしまゼロカーボンDAY！」開催事業業務委託において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

「REIFふくしま2022×ふくしまゼロカーボンDAY！」開催事業業務委託

3 業務概要

本県が目指す「福島県2050年カーボンニュートラル」と「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現に向け、全県的な機運の醸成等を図り、県民・事業者・行政等あらゆる主体が一体となった総ぐるみの取組を体現していくため、地球温暖化対策や再生可能エネルギー・水素関連産業、省資源・省エネルギー等に関する国内外の最先端の技術・製品・サービス・研究開発成果の展示・商談の場を提供するとともに、産業界や県民等に対し情報発信や理解促進等に資するコンテンツを提供するイベント「REIFふくしま2022×ふくしまゼロカーボンDAY！」の開催に必要な業務を行う。

4 業務仕様

別記「仕様書」のとおり。

※具体的な仕様については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

5 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

6 見積限度額

45,881千円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。
- (8) その他、福島県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

8 実施スケジュール

項目	日程
公募開始	令和4年3月11日(金)
「質問書」の提出期限	令和4年3月15日(火) 正午
「質問書」の回答	令和4年3月16日(水)
「参加申込書」の提出期限	令和4年3月18日(金) 午後5時
「企画提案書」の提出期限	令和4年3月25日(金) 午後5時
審査会	令和4年3月29日(火) (予定)
審査結果の通知	令和4年3月31日(木) (予定)
候補者打ち合わせ	令和4年4月 4日(月) (予定)

9 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 受付期限
令和4年3月15日(火) 正午まで
- (2) 提出方法
「質問書(第1号様式)」をPDFで添付し、電子メールにより提出すること。送付後は電話にて着信確認をすること。
- (3) 回答方法
受け付けた質問は、令和4年3月16日(水)までに質問事項と回答を併せて県ホームページに掲載する。質問者情報は開示しないこととする。
なお、質問書の提出がない場合について、その旨の掲載は行わない。

10 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書（第2号様式）」をPDFで添付し、電子メールにより提出すること。送付後は電話にて着信確認をすること。

(1) 提出期限

令和4年3月18日（金） 午後5時（必着）

(2) その他

参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

11 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「10 参加申込書の提出」を行った上で、企画提案書等を提出期限までに事務局へ提出すること。

(1) 提出期限

令和4年3月25日（金） 午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送

ア 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時とする。

イ 郵送の場合は、封筒表面に「REIFふくしま2022×ふくしまゼロカーボンDAY！」開催事業業務委託公募型プロポーザル企画提案書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。

ウ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びFAXによる提出は認めない。

(3) 提出書類

ア 企画提案書

以下の「提案1」から「提案5」までを記載した企画提案書を提出すること。なお、企画提案書は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとする。

提案1：考え方

県内外及び海外の再生可能エネルギー・水素関連事業者や省資源・省エネルギー、カーボンリサイクル等に取り組む事業者が一堂に会し、活発な交流・商談の場とするための考え方や再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積に資するための考え方について提案すること。

また、産業界や県民等に対し地球温暖化対策やカーボンニュートラル、再生可能エネルギー・水素等に関する興味・関心を喚起し、機運の醸成や理解の促進を図るとともに、実践の拡大につなげるための考え方について併せて提案すること。

提案2：周知方法

出展者募集及び来場促進について、効果的な周知・宣伝方法を提案すること。

提案3：事業の取組内容

別紙仕様書に基づき提案すること。その他、独自提案（任意）があれば盛り込むこと。

提案4：業務の実施体制

- ① 当事業の目的を達成するための業務実施体制について提案すること。
- ② 本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名を明記すること。

提案5：積算見積書

費目ごとの内訳がわかるよう記載すること。

ただし、提案者は、以下の視点を踏まえ提案すること。

- ① 企画提案内容の確実な実現性（10/13、14、15の開催日に必ず実施できること）
 - ② 県内の再生可能エネルギー・水素関連事業者等の販路拡大等、地域経済の活性化への貢献
 - ③ 地球温暖化対策、カーボンニュートラル、再生可能エネルギー・水素関連分野、省資源・省エネルギー等の機運醸成、理解促進及び実践拡大
 - ④ 将来の再生可能エネルギー・水素関連分野、地球温暖化対策等を担う若い世代への訴求
 - ⑤ 首都圏企業等を含む県内外の事業者や、一般県民への効果的なPR方法
 - ⑥ 海外企業等の来場促進
 - ⑦ 誘客効果が期待できる講演者や販やかし
 - ⑧ イベントのエコ化（省電力、ごみ削減、リサイクル製品の活用、公共交通機関の利用促進等）、再生可能エネルギー由来電力の使用、カーボン・オフセットの取組
 - ⑨ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施
- イ 県から受注した類似業務の実施実績（該当者のみ）
過去3ヵ年（平成31年度（令和元年度）以降）に福島県から受注した本業務に技術上類似する業務を実施した実績がある場合には、その実績（時期、業務名、業務内容、受注額等）を記載し、提出すること。
- ウ 会社概要書（第3号様式）
※必要項目が記載してあれば、既存パンフレット等も可とする。

（4）様式

- ア 様式は任意とし、A4版（横向き・横書き）で両面印刷すること。
- イ 企画提案書の頁数は20頁以内（両面10枚以内）とすること。
- ウ 企画提案書と類似業務の実施実績を簡易に製本すること。
- エ 表紙、類似業務の実施実績及び会社概要書はイの頁数に含めない。

（5）提出部数等

- ア 提出部数は9部（正本1部、副本8部）とする。提出された書類は返却しない。
- イ 提出書類の作成に要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金・旅費の支払は行わない。
- ウ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

12 業務委託予定者の選定

（1）選定方式

業務委託者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行うものとする。審査委員会は、企画提案書等を審査し、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

審査会は以下のとおり予定しているが、詳細は企画提案者に別途通知するものとする。

ア 開催日

令和4年3月29日（火）

イ 開催方法

Z o o mミーティングによるオンラインでの開催とする。

ウ 所要時間

30分間以内の説明（プレゼンテーション）と15分間以内の質疑を実施する。

(3) 審査基準及び配点（100点満点）

審査項目	配点	評価基準
1 本県の再エネ・水素関連産業振興に向けた取組及び地球温暖化対策を促進するための考え方	10点	・再エネ・水素関連産業等の振興及び地球温暖化対策の促進に向けた本県の状況や施策に係る理解度、事業目的を踏まえた企画コンセプトの的確性等
2 事業の取組内容		
(1) 出展・展示・会場利用に関する提案	20点	・展示、実演等に関するコンセプトやアピールポイントは的確か。 ・対象とする分野の出展効果が期待できる情報発信及び周知方法が提案され、かつ妥当な方法であるか。 ・実施規模は適正か、また安全性に配慮したものとなっているか。 ・BtoB向け（REIFふくしま2022）と一般向け（ふくしまゼロカーボンDAY!）の内容とするための効果的な展示及び会場利用となっているか。
(2) BtoB向け（REIFふくしま2022）に関する提案	20点	・コンセプトが明確で、対象とする層への効果が期待できるか。 ・対象とする層の誘客につながる効果が期待できるコンテンツ等があり、興味喚起を促す内容であるか。 ・県内事業者の再エネ・水素関連分野の商談・販路拡大につながる効果が期待できるか ・提案内容の実現可能性
(3) 一般向け（ふくしまゼロカーボンDAY!）に関する提案	20点	・コンセプトが明確で、対象とする層への効果が期待できるか。 ・対象とする層の誘客につながる効果が期待できるコンテンツ等があり、興味喚起を促す内容であるか。 ・県民等への地球温暖化対策の機運醸成、理解促進及び実践拡大につながる効果が期待できるか。 ・提案内容の実現可能性。

	(4) 提案全体としての総括	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・企画の全体について、円滑な運営が期待でき、かつ手法は妥当であるか。 ・BtoB向け（REIFふくしま2022）と一般向け（ふくしまゼロカーボンDAY!）の一体的なイベント開催による相乗効果を期待できる内容か。 ・環境に配慮したイベントになっているか。 ・新型コロナウイルス感染症対策の方法は妥当であるか。
3	業務の実施体制	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか。 ・業務スケジュールは適切か。 ・事業実施責任者は、責任者として必要な知識、経験等を有し、指導、管理能力の高い者であるか。
4	事業費の妥当性	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の積算は、事業を実施する上で効果的、適切な計上となっているか。

- ・各審査項目の評価内容に基づき、各審査委員の採点数の合計を算出し、採点数の合計が最も高かった者を業務委託予定者（随意契約の予定者）とする。
- ・なお、審査委員の採点数の合計が、満点（審査委員数×100点）の6割を超える事業者を「業務委託予定者」の目安とする。

13 審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：令和4年3月31日（木）予定
- (2) 発表方法：申請者に対し書面で通知するとともに、県ホームページにおいて公表する。
- (3) その他：審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。なお、選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

14 企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670
 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎12階）
 福島県商工労働部次世代産業課
 電話：024-521-8286 FAX：024-521-7932
 E-mail：saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp

15 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。

- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 予算が見積限度額を超過しているもの。

16 契約手続

- (1) 福島県は本業務に関して最も優れた提案を行った者と仕様書等の協議及び福島県財務規則に基づく契約交渉を行う。なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合も契約締結を行わない。
- (2) 委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

17 その他

- (1) 採用した作品等の権利は福島県に帰属する。
- (2) 本業務として作成した各種コンテンツは、県ホームページやポスター・パンフレット等への掲載、県が許可した広報媒体において二次使用等を行う場合がある。なお、県が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な許諾を得ること。
- (3) プロポーザルで提案のあった規模を下回することはできない。実現可能な提案とすること。企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県は契約の相手方に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。
- (4) 本業務を実施する上で、必要な資材の調達や印刷物の制作等においては、可能な限り県内事業者を利用するように努めること。
- (5) 本プロポーザルは令和4年度当初予算の成立を前提としているため、予算成立状況により、内容に変更が生じる場合がある。